

化学物質の適正な評価・管理を推進し、  
安全性を確保すること  
(施策番号Ⅱ-4-1)

添付資料

# 化学物質安全対策室の主な業務

## 化学物質審査規制法

人の健康及び動植物に支障を及ぼすおそれがある化学物質による環境の汚染防止

## 生活環境中の 化学物質対策

急性毒性による健康被害が発生するおそれが高いものを規制

## 毒物及び劇物取締法

有害物質を含有する家庭用品について必要な規制を実施

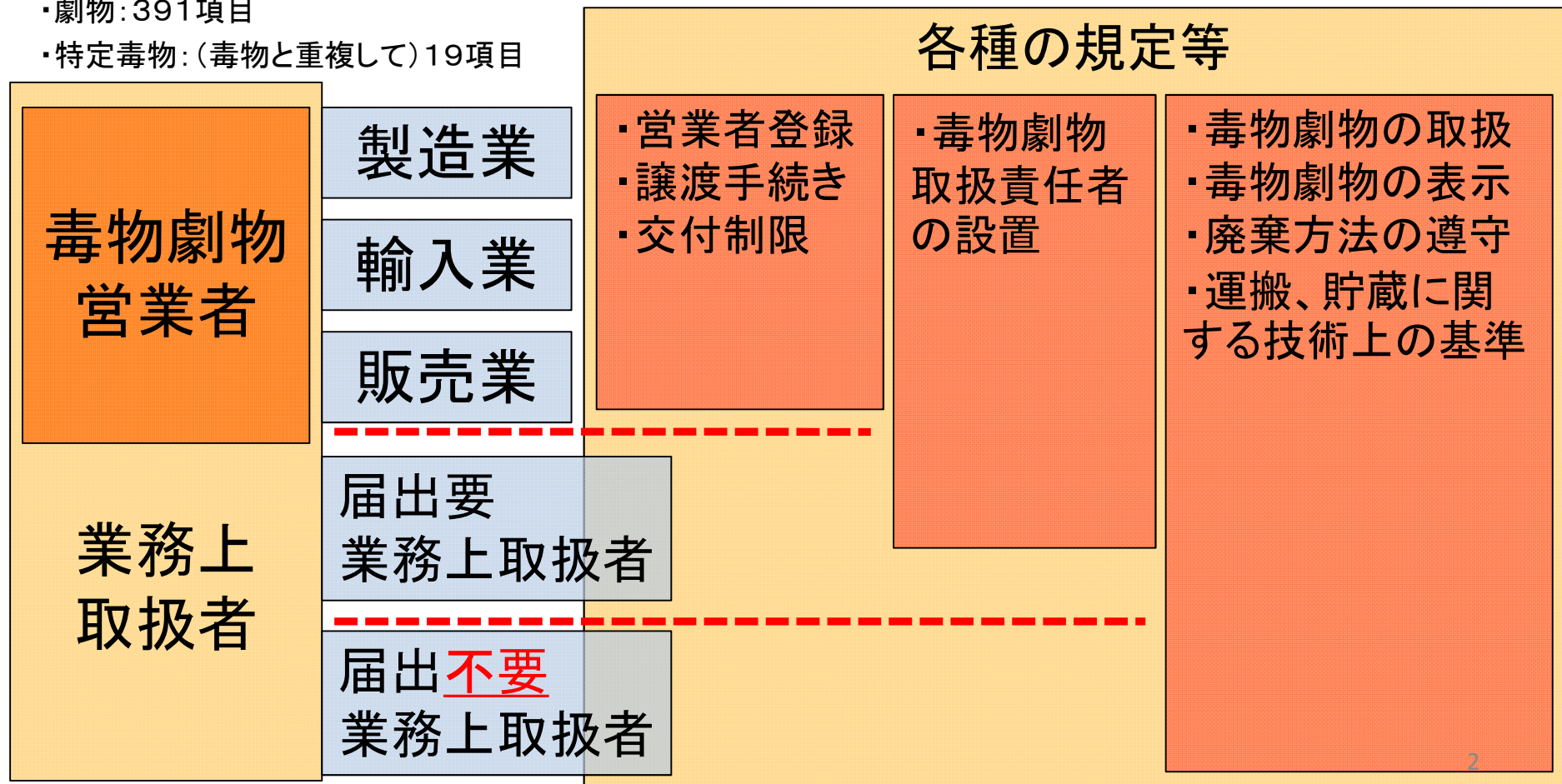
## 家庭用品規制法

## 毒物及び劇物取締法の概略

# 毒物及び劇物取締法（規制の概要）（1）

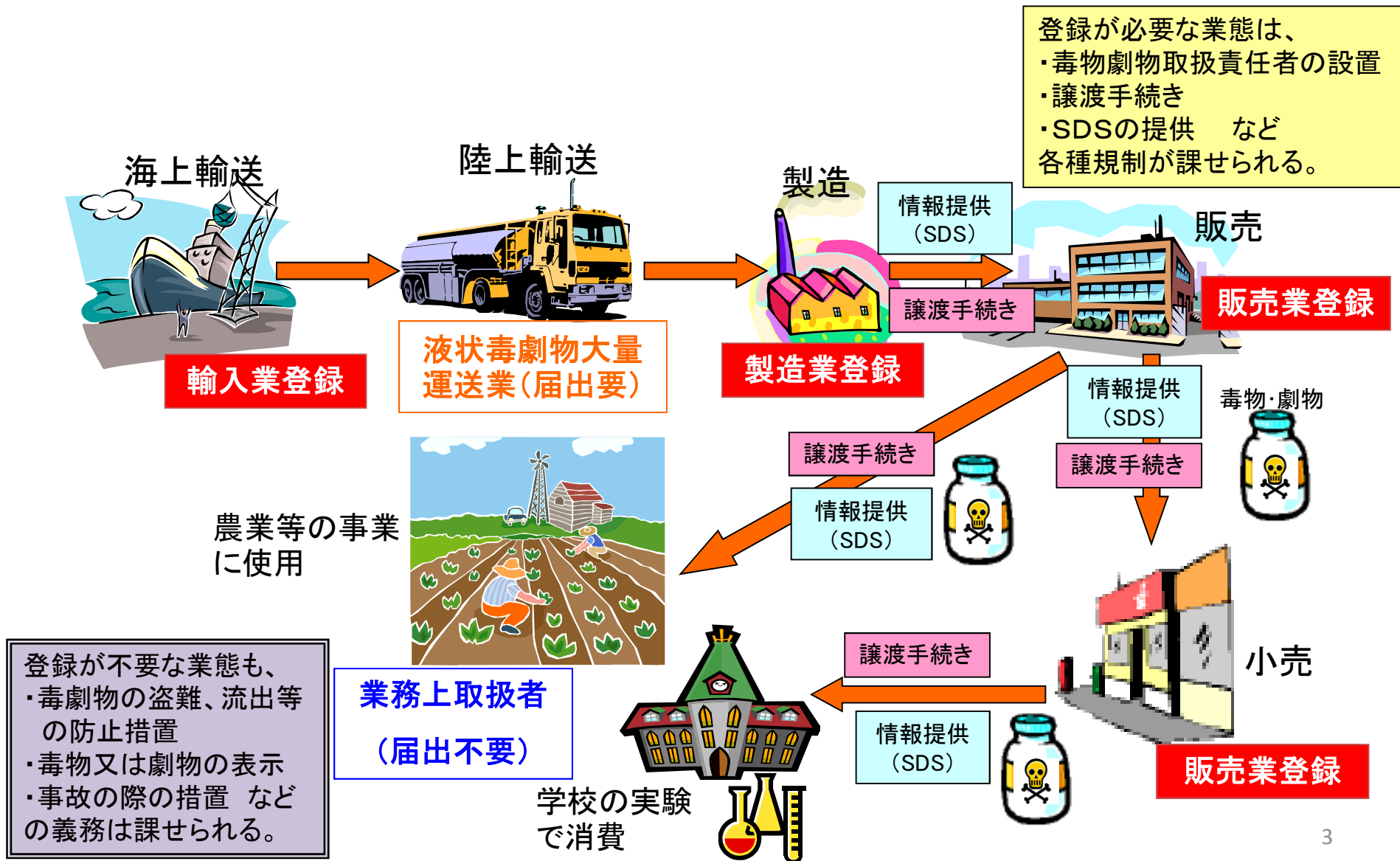
日常流通する有用な化学物質のうち、主として急性毒性による健康被害が発生する恐れが高い物質を毒物又は劇物に指定し、保健衛生上の見地から規制

- ・毒物: 124項目
- ・劇物: 391項目
- ・特定毒物: (毒物と重複して) 19項目



# 1. 毒物及び劇物取締法の概略

## 毒物及び劇物取締法（規制の概要）（2）





# 毒物劇物の取扱い

- 1) 盗難、紛失防止措置
- 2) 施設外への飛散、漏れ、流れ出、しみ出等の防止措置
- 3) 施設外で運搬する場合も1)、2)に同じ。
- 4) 飲食物の容器として通常使用される物に入れて保存してはならない。



2)、3)については、毒物劇物のみならず、政令で定めるもの(無機シアン化合物を含有する液体(濃度による)、塩化水素、硝酸、硫酸、水酸化カリウム、水酸化ナトリウムを含有する液体(濃度による))を含む。

貯蔵庫は、毒物劇物を他の物と区別して貯蔵することができ、鍵がかかるものであること。場所についても、一般の人が近づかないところであること。

# 毒物劇物営業者等立入検査

## 目的

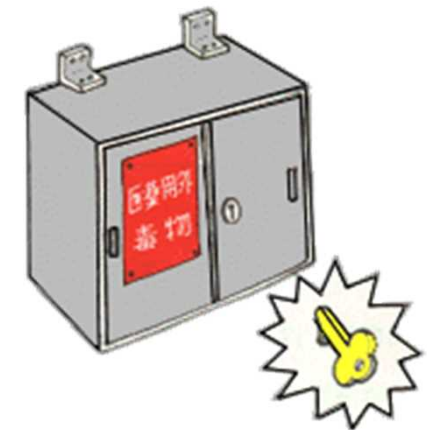
毒劇法の規定に基づく遵守事項及び毒物劇物の適切な管理に必要な必要事項を定めた指針に基づき、事故発生時の措置方法、違反発見時の措置方法等を定めることにより、国民の保健衛生上の危害を防止する。

## 検査事項 (代表例)

- 毒物又は劇物の容器及び被包に「**医薬用外**」の文字及び毒物については赤地に白字をもって「**毒物**」の文字。劇物の場合は白地に赤字をもって「**劇物**」の文字
  - 毒物又は劇物を**貯蔵し、又は陳列する場所**に、「**医薬用外**」の文字及び毒物については「**毒物**」の文字。劇物の場合は「**劇物**」の文字
  - 毒物劇物とその他の物とを区分して**貯蔵**
- 販売又は授与する場合、以下も必要
- 毒物又は劇物の名称、成分、含量、省令で定める毒物・劇物については、その**解毒剤の名称**
  - 取扱い及び使用上特に必要と認める**省令で定める事項**(製造・輸入者の住所、氏名、その他保管や取扱いに必要な注意事項、皮膚に触れた場合等の対処法等)等

医薬用外毒物

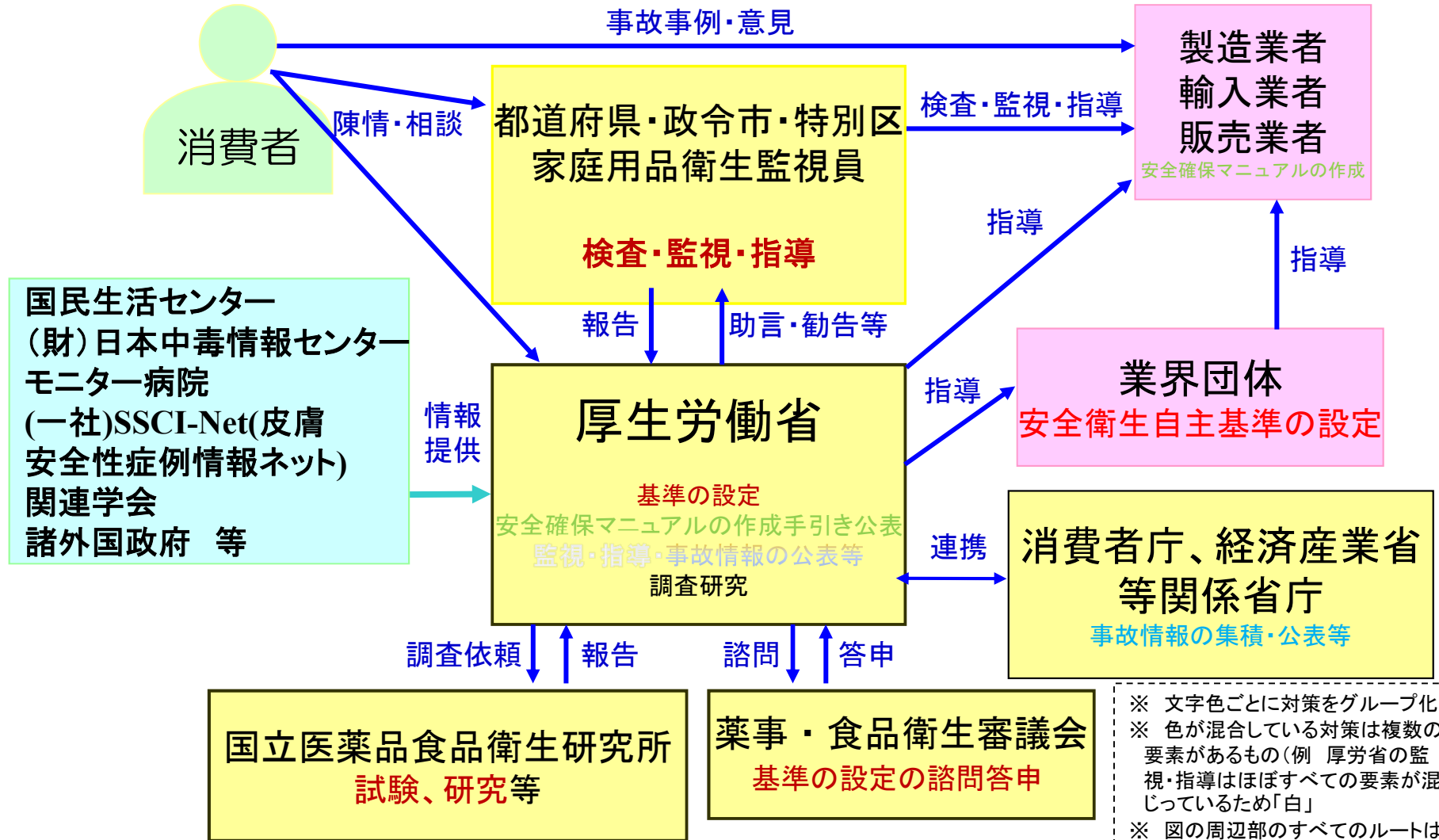
医薬用外劇物



違反を発見し、改善を指導した事項については、再度立入検査、報告書の徴収を行う等、確実に改善されたことを確認する。

# 家庭用品安全対策

- 1 家庭用品規制法に基づく規制基準
- 2 安全衛生自主基準、安全確保マニュアル
- 3 家庭用品健康被害病院モニター報告
- 4 製品事故情報の報告・公表



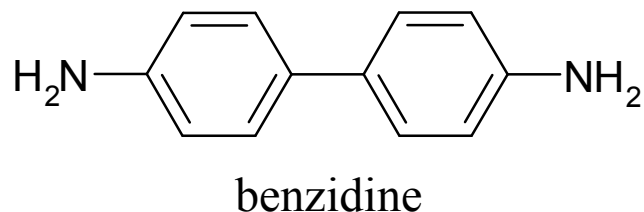
※ 文字色ごとに対策をグループ化  
 ※ 色が混合している対策は複数の要素があるもの(例 厚労省の監視・指導はほぼすべての要素が混じっているため「白」)  
 ※ 図の周辺部のすべてのルートは示していない。(例)消費者から消費者庁までの事故報告ルートなど

# 厚生労働省の家庭用品安全対策

## 1 家庭用品規制法に基づく規制基準(現在までに、ホルムアルデヒド等21物質群を規制)

直近では、特定芳香族アミン(24成分)を生ずるおそれのあるアゾ化合物を含有する一部の繊維製品等の家庭用品について規制を実施(平成28年4月～)。

### 特定芳香族アミンの一例



### ●規制施行前、EUの基準値を超えた本邦内流通品(例)



綿製ショール(インド産)



マルチカバー



綿製シーツ(生産国不記載)

## 2 安全衛生自主基準(洗浄剤等8基準)、安全確保マニュアル(防水スプレー等5種類)

### 家庭用品規制法 第3条(事業者の責務)

家庭用品の製造又は輸入の事業を行う者は、その製造又は輸入に係る家庭用品に含有される物質の人の健康に与える影響をばくし、当該物質により人の健康に係る被害が生じることのないようにしなければならない。

➡ 事業者による自主的な安全確保の取組として、業界団体が安全衛生自主基準を設定。

➡ 製品の設計、製造、使用、廃棄に至るまでの総合的リスク管理の手順を定め、事業者による製品の安全確保レベルの向上を支援するため、事業者が同社の製造又は輸入する個別の製品ごとに安全確保のためのマニュアルを作成するための手引きを厚生労働省から公表



### 3 家庭用品健康被害病院モニター報告

家庭用品等による**健康被害の実態を把握し公表することにより、家庭用品の安全対策を一層推進**

[表] 2016年度 家庭用品などによる健康被害の報告件数  
(上位10品目および総数)

**皮膚障害**では、装飾品が27件と最も多い  
→症状が出たら、原因製品の使用を中止するか、金属以外のものに変更

**小児の誤飲事故**では、  
① タバコが147件で1位  
→生後6～17ヶ月の小児がいる家庭では、タバコの取扱い、保管方法に注意し、飲料の空き缶やペットボトルを灰皿代わりにしない

② 医薬品・医薬部外品が108件で2番目に多い。  
→医薬品・医薬部外品は薬理作用があるため、保管や管理には細心の注意を払う

**吸入事故**では、洗浄剤(住宅用・家具用)が294件と最も多い  
→使用上の注意をよく読む

皮膚障害			小児の誤飲事故			吸入事故		
装飾品	27	24.5%	タバコ	147	20.2%	洗浄剤(住宅用・家具用)	294	23.4%
ゴム・ゴム製手袋	14	12.7%	医薬品・医薬部外品	108	14.8%	殺虫剤	276	22.0%
下着	9	8.2%	プラスチック製品	72	9.9%	漂白剤	123	9.8%
めがね	7	6.4%	食品類	61	8.4%	芳香・消臭・脱臭剤	90	7.2%
時計	5	4.5%	玩具	52	7.1%	除菌剤	59	4.7%
スポーツ用品	3	2.7%	金属製品	42	5.8%	防水スプレー	55	4.4%
運動靴	3	2.7%	硬貨	32	4.4%	洗剤(洗濯用・台所用)	53	4.2%
履き物(革靴・運動靴を除く)	2	1.8%	洗剤類	29	4.0%	園芸用殺虫・殺菌剤	44	3.5%
革靴			電池	23	3.2%	忌避剤	30	2.4%
ベルト			文具類	18	2.5%	乾燥剤	22	1.8%
接着剤	2	1.8%	ビュラー(同数)					
総数			110	100.0%	総数	728	100.0%	総数

### 4 製品事故情報の報告・公表

- (1) 消費生活用製品安全法に基づく製品事故情報の報告・公表制度(平成21年9月、消費者庁に移管)
- (2) 製造(輸入)事業者は重大製品事故について内閣総理大臣(消費者庁長官)に報告
- (3) 消費者庁長官は、報告された重大製品事故のうち家庭用品規制法で対応すべきものと認めるときは直ちに、厚生労働大臣に通知
- (4) 厚生労働省は通知された重大製品事故の内容を速やかに公表

平成19年6月12日 スプレーのりの使用に伴う重大製品事故について

平成20年1月11日 組み立て式ベッドの使用に伴う重大製品事故について

平成20年8月11日 塗料の使用に伴うものと疑われる重大製品事故について

平成22年3月24日 冷却パッドの使用に伴う重大製品事故について

平成28年12月22日 マリンスポーツイベントで配布されたTシャツによる健康被害について







